学校における医療的ケア

目的

医療的ケアを実施することにより、 安全で安心な学校生活の中で、 学習活動を保障します。

対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の 指示に基づき医療的ケアが実施 でき、学習活動に参加できる児童 牛徒。

実施することによる効果

- ◎授業の継続性の確保
- ◎訪問教育から通学への移行
- ◎登校日数の増加

看護師が行う医療的ケアの種類

医療的ケアの内容

- ・学校生活を送る上で必要不可欠なものに限ります。
- 在宅医療で認められている範囲内で、十分に安全 を確保した上で医師の指示があった内容を実施し ます。
- ・ 学校に勤務する看護師が実施できる医療的ケアに 限ります。
- ●痰等の吸引
- ●経管栄養(経鼻胃管・胃ろう・その他)
- ●導尿 ●酸素吸入 ●薬液噴霧吸入
- ●気管切開部の衛生管理
- 人工呼吸器の作動等の確認と回路の管理
- ●てんかん発作時の坐薬の挿入
- ●その他(在宅医療で認められている範囲内)

医療的ケアを支える仕組み

医療的ケアに おける指導医

- ・主治医や学校医と連携
- ・ 定期的な巡回指導



主治医

- ・児童生徒や学校の 状況を踏まえ、書面 による指示(指示書)
- ・緊急時に係る指導・
- ・手技に関する看護 師への指導





医療的ケアに必要な物品等の準備

学校医

看護師

- 定期健康診断
- ・保健管理について指導

日常の医療的ケアの実施

• 健康状態の引継ぎ

担当教員・養護教諭

- 日常の健康の把握
- 健康状態の引継ぎ



医療的ケア検討委員会

保護者

・主治医の指示書をもとに、医療的ケアが安全に 実施できるかどうかを校内で検討し、決定します。



医療的ケアの実施に向けて(新入生編)













入学前



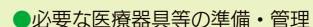
- ●市町村教育委員会の就学相談
- 特別支援学校の教育相談
- 学校見学や一日入学等



- 「医療的ケア実施依頼書」を校長へ提出
- 「医療的ケアに関する指示書」を主治医より校長へ提出

学

医療的ケアの実施



●緊急時の連携

- ●登下校の送迎(常時医療的ケアが必要な場合)
- ●「健康カード」の提出

●看護師への健康状態の引継ぎ

準備期間(2週間~1か月)

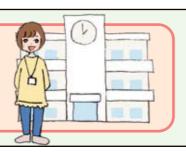


- 看護師、養護教諭、担当教員への健康状態の引継ぎ
- 看護師との手技の確認

●日常の健康状態の把握

一定期間付き添いをお願いするケースがあります。

●学校で必要な 医療的ケアの概要を伺います。



- ●医療的ケア検討委員会
 - 「医療的ケア実施通知書」の通知
- ●各種マニュアルの作成

●主治医訪問(必要に応じて)

●医療的ケア実施の報告

